

食は、命と健康を支え、人が生きていく上で基本となるものである。健康を維持するために、食の安全性を確保することは不可欠であり、私たちは、その安全性を信頼し、安心感を得てはじめて、健やかな食生活を営むことができる。現在、食の安全性を脅かし、食の安心感を損なう事態が相次いで発生しているが、これらの事態に対処し、食の安心・安全を確保することは、私たち共通の願いである。

京都は、優れた農林水産物や多彩な加工食品の生産地であるとともに、国際的な観光都市を有する消費地としての顔を持ち、歴史と伝統に培われた世界に誇る食文化を継承し、育ててきた。今、私たちは、この京都において、食の安心・安全をより高い水準で確保するため、食に関する情報を共有し、互いに協力しながら、食の安心・安全の確保に関する施策及び取組を推進していかなければならない。

このような認識の下に、食の安心・安全の確保についての基本理念を明らかにするとともに、府、食品関連事業者及び府民がその責務又は役割を果たすことにより、食の安心・安全の確保に関する施策及び取組を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の府民の健康の保護に寄与するため、この条例を制定する。

### (趣旨)

条例を設ける背景（現状と課題）や目的を明らかにしています。

### (解説)

食品の安全性の確保について、国は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）で基本的な枠組みを規定し、食品衛生法（昭和22年法律第233号）や農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の法令により、全国的に統一された共通の基準等を定めて施策を実施しています。

併せて、食品安全基本法では、地方公共団体の責務として、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地方公共団体の区域の諸条件に応じた施策を策定し、実施する旨を規定しています。

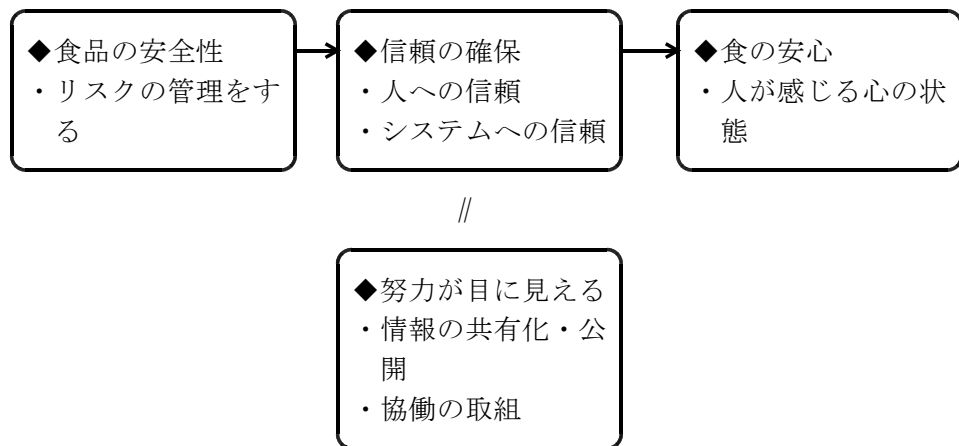
各種事件の発生により、食に対する府民の信頼が揺らいでおり、生産から消費に至るまで一貫した食品の安全性を確保するとともに、安心感を高めることが必要とされています。

そこで、食の安心・安全を確保するという条例制定の趣旨を示し、条例の目的が「現在及び将来の府民の健康の保護に寄与するため」であることを明らかにしています。

### [参考]

#### ● 「食品の安全性」と「食の安心」との違い

食品には、健康への悪影響を及ぼす可能性が全く無いものはありません。このため、食品の安全性を確保するには努力が必要です。この努力が見えることが信頼を確保し、信頼の積重が安心につながります。



(京都府食の安心・安全アクションプランより)

## ● 条例の骨子

- 基本理念を明示
- 基本的な施策の根拠を規定
- 法律で規定外の事案に対しても府独自に対応できる措置を規定
  - ・ 禁止農薬等使用の農林水産物に関する措置
  - ・ 遺伝子組換え食用作物に関する措置
  - ・ 健康への悪影響の未然防止措置
- 情報公開の徹底と府民参画の推進を規定

## ● 条例に基づく施策の基本方向

情報公開の促進を基本に、次の4つの取組を行います。

- 安全で環境に配慮した食品の生産・供給体制の確立
- 生産から消費まで一貫した監視・指導・検査システムの構築
- リスクコミュニケーションの促進と府民参画
- 「食の安心・安全」の取組の総合的な推進体制の確立

(注) リスクコミュニケーション

食品の安全性や関係施策等について、リスク管理者（行政）、消費者、食品関連事業者、研究者その他の関係者の間で、情報及び意見を相互に交換すること。

### (基本理念)

- 第1条** 食の安心・安全の確保は、府民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。
- 2 食の安心・安全の確保は、生産から消費に至る食品等の供給に係る行程の各段階に応じて必要な措置が適切に講じられることにより、行われなければならない。この場合において、「食品等」とは、食品（全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品及び同条第9項に規定する再生医療等製品を除く。）をいう。以下同じ。）並びに添加物（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第2項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第4項に規定する器具をいう。）、容器包装（同条第5項に規定する容器包装をいう。）及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物をいう。
- 3 食の安心・安全の確保は、科学的知見に基づき、食品による健康への悪影響を未然に防止する観点から必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。
- 4 食の安心・安全の確保は、府及び食品関連事業者における食の安心・安全の確保に関する積極的な情報の公開並びに府、食品関連事業者及び府民における情報の共有を図ることにより、行われなければならない。この場合において、「食品関連事業者」とは、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第8条第1項に規定する食品関連事業者であって、府内に事務所、事業所その他の事業に係る施設又は場所を有するものをいう。
- 5 食の安心・安全の確保は、このために必要な措置の実施に当たっては、府、食品関連事業者（前項に規定する食品関連事業者をいう。以下同じ。）及び府民が相互に理解し、協力することを旨として、行われなければならない。
- 6 食の安心・安全の確保は、環境に及ぼす影響を配慮した上で必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

### (趣旨)

食の安心・安全の確保に関する措置を講じる上での6つの基本理念を明らかにしています。また、「食品等」、「食品関連事業者」など、本条例で使用する用語を定義しています。

- 府民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識
- 生産から消費に至る行程の各段階に応じて必要な措置を適切に実施
- 科学的知見に基づき、食品による健康への悪影響を未然に防止
- 府及び食品関連事業者における積極的な情報の公開と共有化
- 府、食品関連事業者及び府民の相互理解と協力
- 環境に及ぼす影響に配慮

### (解説)

#### 【第1項】

府民の健康の保護が最も重要であるという認識に立って、府と食品関連事業者（農林漁業者等を含む。）は、食の安心・安全の確保に関する取組を行わなければならないという、この条例を貫く基本的な考えを明らかにしています。

## 【第2項】

食品は、川上となる生産から川下となる消費までつながった一連の過程を経て供給されています。

このため、その過程の一部において安全性や信頼性が損なわれることがあれば、安心・安全な食品を供給することにはなりません。

第1項の基本的な考え方にに基づき、府民に安心・安全な食品を供給するためには、食品に携わる者すべてが食品等の生産・製造から流通・消費に至る行程の各段階において、適切な措置を講じなければならないことを明らかにしています。

## 【第3項】

食品による健康への悪影響を未然に防止するため、府は、食の安心・安全の確保に関する施策を現時点での最新の科学的知見に基づき行うとともに、食品関連事業者においても、科学的知見を踏まえつつ、「食品のリスク」を一層低減するよう自主的、積極的に取り組んでいくことの必要性を明らかにしています。

## 【第4項】

食物は、人が生きていく上で欠かせないものであり、府民にとって、食の安心・安全は最も身近な問題の一つであり、また関心の高いことの一つと言えます。取組の推進に当たっては、生産・流通等の情報の公開、すなわち透明性の確保を前提として、「食品のリスク」を含めて正しく理解する力や食品関連事業者の努力を評価できる力が消費者に必要とされます。また、府民参画や関係者の相互理解と協力のためには、情報の共有化が前提となります。

このため、府及び食品関連事業者における積極的な情報公開を図るとともに、府、食品関連事業者及び府民における情報の共有化を図ることを基本理念の一つとしています。

## 【第5項】

食の安心・安全の確保は、行政だけでできるものではなく、消費者である府民や食品関連事業者との連携・協調があってできることから、府民、食品関連事業者及び府が、それぞれの責務や役割を理解し、協力して、食の安心・安全の確保に関する取組を進めていくことにしています。

## 【第6項】

安全な食品は、水、大気、土壌等、良好な生産環境があってはじめて確保できるものです。一方、食品等の生産・製造から流通・消費に至る一連の過程において、様々な形で環境に負荷を与えています。

安全な食品を確保する上で、生産環境に悪影響を及ぼす負荷を極力減少させることが必要なことから、府、食品関連事業者及び府民は、環境に及ぼす影響に配慮することを基本理念の一つとしています。

**(府の責務)**

**第2条** 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食の安心・安全の確保に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施するものとする。

**(趣旨)**

府の責務を明らかにしています。

**(解説)**

府の責務として、総合的かつ計画的に施策を実施することを規定しています。

具体的には、前条に定める基本理念にのっとり、第5条に規定する行動計画に基づき、食品等の生産から流通・消費に至るまで、食の安心・安全を確保するため、関係法令や諸制度の効果的な運用をはじめ、関係機関や団体等との有機的な連携など、総合的かつ計画的に施策を推進することとしています。

### **（食品関連事業者の責務）**

- 第3条** 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らが食の安心・安全の確保について第一義的責任を有していることを認識し、食品による健康への悪影響を未然に防止するなど、食の安心・安全の確保に必要な措置を適切に講じなければならない。
- 2 食品関連事業者は、自らの事業活動に係る食品等（第1条第2項に規定する食品等をいう。以下同じ。）の特性に応じた食の安心・安全の確保に係る知識と理解を深めなければならない。
- 3 食品関連事業者は、自らの事業活動に係る食品等に関する正確かつ適切な情報を提供しなければならない。

### **（趣旨）**

食品関連事業者は、それぞれの事業活動において、府民の生命及び健康に直接影響を及ぼす食品等を取り扱っています。その認識のもとに、果たすべき責務を明らかにしています。

### **（解説）**

#### **【第1項】**

食品関連事業者は、食品等を消費者に供給する当事者であることから、消費者に安心・安全な食品等を提供する上での「第一義的責任」があります。このことを十分認識した上で、第1条第2項の基本理念にのっとり、食品供給行程の各段階において安心・安全を確保するための必要な措置を行い、健康への悪影響を未然に防止するなど、適切な事業活動を行わなければならないことを明らかにしています。

#### **【第2項】**

食品関連事業者は、自らが取り扱う食品等（農林水産物や容器等を含む。）による健康への悪影響を未然に防止するため、その食品等の特性に応じて、知識や理解を深めなければならないことを明らかにしています。

#### **【第3項】**

食に対する府民の安心感を高めるため、法令で規定されている事項について正確かつ適切に情報提供しなければならないことを明らかにしています。

また、それ以外の事項についても自主的かつ積極的に情報提供（生産・製造履歴の情報提供等）に努めることが必要とされており、この情報提供の取組を促進するため、府は「情報の記録、提供等への支援」（第7条）をすることになっています。

**※「食品関連事業者」とは**

食品安全基本法の定義と同じです。

食品製造に携わる方はもちろん、流通関係業者、農林漁業者など、当該事業活動により食品の安全性に影響を及ぼし得るものを行う者を、この条例では「食品関連事業者」としています。

具体的な事業活動の種類は、次のとおりです。

- ① 農林水産物の生産段階については、農林水産物の生産活動そのものに加えて、肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品等の生産資材に係る事業活動
- ② 食品の製造、加工、輸入、流通、販売の段階については、食品衛生法において規制対象としている食品及び添加物並びに器具及び容器包装に係る事業活動

### **(府民の役割)**

**第4条** 府民は、食の安心・安全の確保に関する知識と理解を深め、食品の選択に際し合理的に行動できるよう努めるものとする。

2 府民は、食の安心・安全の確保に関する施策に対して意見を表明するよう努めることにより、食の安心・安全の確保に積極的な役割を果たすものとする。

### **(趣旨)**

消費者としての府民の役割を明らかにしています。

### **(解説)**

#### **【第1項】**

食の安心・安全を確保するためには、行政（府）、食品関連事業者、及び消費者の立場にある府民は、それぞれの責務と役割を認識し、誠実に履行するとともに、協働して取組を進めていく必要があります。

府民は、自らの選択によって食品を購入・消費する、又はしないという行動をとることにより、自らの意思を表明することが可能な大きな影響力のある存在です。この存在の大きさを自覚し、食に関する正しい知識を身に付け、実践することにより、積極的に役割を果たしていくことが求められています。

この条項では、府民は、食品関連事業者との交流や行政が提供する学習機会への積極的な参加等を通じて、食に関する知識を身に付け、実践に努めることをうたっています。このことが、風評に惑わされることなく、健やかな食生活を営む基礎になるものと考えます。

#### **【第2項】**

府民は、食の安心・安全の確保について、受け身ではなく積極的に役割を果たす必要があります。

そこで、意見を表明するよう努める旨の府民の役割を明らかにしています。また、食の安心・安全の確保に関する施策を推進するに当たり、府民の積極的な参画を期待するものです。

なお、府民参画を推進する具体的な規定として、「施策に対する意見の反映」(22条)、「施策の提案」(23条)、「危害情報の申出」(24条)などを設けています。



### **(食の安心・安全行動計画)**

- 第5条** 知事は、食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「食の安心・安全行動計画」という。）を定めるものとする。
- 2 食の安心・安全行動計画は、食の安心・安全の確保に関する施策の目標及び内容について定めるものとする。
- 3 知事は、食の安心・安全行動計画を定めるに当たっては、府民及び食品関連事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、第25条第1項に規定する京都府食の安心・安全審議会（第6項及び次章において「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、食の安心・安全行動計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、食の安心・安全行動計画の変更について準用する。
- 6 知事は、毎年、食の安心・安全行動計画に基づく食の安心・安全の確保に関する施策の実施状況を取りまとめるとともに、当該実施状況について審議会の評価を得た上で、当該実施状況及び評価の内容を公表するものとする。

### **(趣旨)**

府における食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、中期計画としての「食の安心・安全行動計画」を策定すること、及びその内容や手続を明らかにしています。

### **(解説)**

#### **【第2項】**

「行動計画」の内容は、食の安心・安全の確保に関する府の施策の数値目標やその内容を明らかにするものです。

#### **【第3項】**

策定に当たっては、消費者としての府民や食品関連事業者の意見が反映したものとなるよう、パブリックコメントの実施や、場合によっては府民との意見交換会の開催などを行います。

また、消費者としての府民や食品関連事業者、学識経験者で構成する「京都府食の安心・安全審議会」の意見を事前に聴いた上で策定することとしています。

#### **【第4項】**

消費者としての府民及び食品関連事業者が行政と連携して自主的かつ積極的に行動を行うためには、府の「行動計画」を府民が承知し、理解をしていただくことが必要です。このため、行動計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表することとしています。

#### **【第5項】**

さらに、毎年、行動計画に基づき講じた施策や取組を、審議会が評価することにより、その適切な実施を担保することを趣旨としています。

施策の実施状況やその評価の内容についても公表することにしており、府、食品関連事業者及び消費者としての府民が、食の安心・安全確保の取組について現状を把握し、課題等を共有することによって、その後の取組につなげようとするものです。

### **(安全性向上への支援)**

**第6条** 府は、食品関連事業者による食品等の安全性に対する取組を促進するため、食品等の品質管理の水準を向上させるための方式の導入に対する支援その他の必要な施策を実施するものとする。

#### **(趣旨)**

本条から第15条までは、食の安心・安全を確保するため、府の取組についての根拠を明らかにしています。

本条では、より安全性の高い食品（農林水産物を含む。）の生産及び供給が、食の安心・安全の基盤であることから、食品関連事業者において京都府の実態に即した品質管理方式や生産方式の導入を進めること、そのために府が支援することを明らかにしています。

#### **(解説)**

「食品等の品質管理の水準を向上させるための方式」の代表的な例として、HACCP（ハサップ）方式があります。現在、HACCPに係る国の制度として、食品衛生法第13条の規定による「総合衛生管理製造過程の承認制度」があります。しかし、この制度の導入は、一部の大規模事業者にとどまっており、中小規模の事業者での導入が進んでいません。

食の安心・安全の確保のためには、より多くの食品に、また製造規模の大小にかかわらず品質管理（衛生管理を含む。）の向上が求められています。

このため、府においては、「京の食品安全管理プログラム」（中小規模の事業者でも導入可能な「食品衛生新5S」を基礎としてHACCPの考え方を取り入れた品質管理方式）を、府内の食品事業者等の参画を得て取りまとめました。

今後は、食品産業団体等と連携して、普及拡大に努めることにしています。

また、農業の分野においては、「京都こだわり農法」（土づくりを基本にした化学肥料及び農薬の使用を削減する農法）など、環境への負荷の軽減とともに安全性を高める取組を進めています。

畜産の分野では、鶏卵及び鶏肉の生産・流通において、衛生・品質管理とトレーサビリティシステムとを組み合わせた京都府独自のシステムの普及拡大に取り組んでいます。

※「HACCP（ハサップ：危害分析・重要管理点）」とは

食品の製造・加工工程において発生する可能性のある危害をあらかじめ分析し（Hazard Analysis）、この結果をもとに衛生管理するとともに、その中で特に重点的に監視する必要がある重要管理点（Critical Co-ntrol Point）を定め、その工程を連続的に管理することにより製品の安全性を保証する方法。

【HACCPって何？】

「HACCP」は、宇宙食の安全性を確保するための方法としてNASA（アメリカ航空宇宙局）で考え出された新しい食品衛生管理方法です。

これまでは、最終製品の検査によって食品の安全性を保証しようとするものでしたが、「HACCP」は、食品の安全性を最終製品の検査ではなく、食品製造の一連の工程において危害（人の健康を損なうもの）を分析し、重要な衛生管理点を設定し、連続的に管理することで、その間に製造された一つひとつの食品の安全性を確保し、危害の発生を未然に防ぐ衛生管理システムです。

※「食品衛生新5S」とは

食品工場を清潔に保つため、「整理・整頓・清掃・清潔・しつけ」の手順をマニュアル化する品質管理手法。

### **(情報の記録、提供等への支援)**

**第7条** 府は、食品関連事業者による食品等に関する情報の適切な記録、積極的な提供等の取組を促進するため、技術的支援その他の必要な施策を実施するものとする。

#### **(趣旨)**

第3条第3項で、食品関連事業者の責務として、自らの事業活動で生産・供給する食品等について、正確かつ適切な情報を提供しなければならない旨を明らかにしています。

この責務が果たされることによって、府民は知識と理解を深め、食品の選択に際し合理的に行動できるようになり、府民としての役割を果たすことにもつながります。

府民が、その役割を果たすためにも、食品関連事業者は、情報の記録、提供等の取組に努力すること、府はその手助けを行うことを明らかにしています。

#### **(解説)**

食品が安全ということだけでは、安心につながるものではありません。その食品がどのような所で、どのような方式で生産・製造されたのか、また誰が生産・製造したのか、どのような流通経路をたどってきたのか、いわゆる「生産・製造履歴」が分かることが安心につながります。

したがって、食品関連事業者が適切に食品等の情報を記録し、府民に対する情報の開示・提供に自主的に取り組むことは、食の安心・安全を確保する上で重要です。

なお、情報開示・提供の具体的な方法として、店頭での「お知らせ」、チラシや自らのホームページで情報を提供することなどが考えられます。

そして、食品関連事業者による自主的な取組を促進するための支援策として、平成18年度に「きょうと信頼食品登録制度」を立ち上げ、登録した食品（生産者、事業者）を府のホームページなどで紹介しています。

#### **(参 考)**

「きょうと信頼食品登録制度」の内容

食品の生産・製造工程において、府の定める品質管理基準を満たす生産者・事業者の食品を府が登録し、府民に情報を提供するもの。

① 対象品目

京都府内で生産・製造される生鮮食品及び加工食品

② その他

登録制度の運用に当たっては、「京ブランド食品」などの既存の認証制度と整合性を図り、京都産食品等のブランド力の強化につなげる。

### **(適正な事業活動への支援)**

**第8条** 府は、食品関連事業者が関係法令を誠実に遵守し、事業活動その他の取組を通じて府民の信頼を一層高めるよう、適正な事業活動に係る啓発その他の必要な施策を実施するものとする。

#### **(趣旨)**

食品関連事業者は、食品衛生法やJAS法等の関係法令を守ることは当然ですが、さらに、事業者としての社会的責任を果たし、府民の期待や信頼に応えられるよう努める必要があることを明らかにしています。

また、府は、事業者に対する啓発などを行うことを規定しています。

#### **(解説)**

原産地の偽装や期限表示の貼り替えなど、食品衛生法やJAS法などの関係法令を守らず、食品に対する府民の信頼を損なう事案が相次いで発生しました。

法令を守ることは当然のことですが、食品の生産・供給等に携わる事業者においては、更に、口に入る「食べ物」を取り扱っているという意識、つまり生命や健康にかかわる事業活動を行っている意識とモラルをもって業務に当たることが求められています。

そのような意識を持って、消費者の目線で行動することが、信頼を築き、会社の価値を高めることにもつながります。

このような観点から、食品関連事業者において自主的な取組が行われるよう、府は、「きょうと食品事業者行動規範の手引」の作成など、CSR（事業者としての社会的責任）の啓発等、関係施策を実施する旨を規定しています。

### **(適正な食品等の表示の確保)**

**第9条** 府は、適正な食品等の表示を確保するため、府民との連携による監視、食品関連事業者に対する指導、食品等の表示に係る制度の普及啓発その他の必要な施策を実施するものとする。

#### **(趣旨)**

食品表示は、消費者としての府民が食品を選択する上で重要な役割があるとともに、食品の安全性の確保に大きなかかわりがあります。

例えば、牡蠣の生食用か加熱用かの表示は、食品衛生上の危害防止の観点から義務付けられている表示ですが、加熱用を生食用と誤って表示すれば直ちに健康への被害が懸念されることにつながります。

また、表示は、万一、食中毒等の事故が発生した際には、原因の究明や製品回収などの事故の拡大防止措置を迅速かつ的確に行うための手がかりともなります。

さらに、食品衛生法、JAS法に基づく原産地や期限表示等は、その食品に対する安心感を得る上でも重要な意味をもっています。

このため、食品表示が適正に行われるよう、府と府民とが連携して監視するとともに、表示制度の普及啓発等に努めることを明らかにしています。

#### **(解説)**

府は、食品表示が適正に行われるために、計画的に監視や調査を行うとともに、府民から寄せられた情報等をもとに調査を行い、違反事業者には指導、改善の指示、公表などの措置を行っています。こうした府と府民との連携による取組を更に進めることを規定しています。

なお、食品表示は、関係する法律が多岐にわたるばかりか、食品を取りまく状況に対応するための相次ぐ改正が余儀なくされ、表示をする側にも、見る側にも「分かりにくい」ものになっています。

このため、食品表示が適正に行われるよう、食品関連事業者からの相談に対応するとともに、また、府民に正しく理解されるよう、府は、食品表示制度の周知と啓発に努める旨を規定しています。

※「食品表示に関する主な法律」とは

- ① 食品衛生法【厚生労働省】  
飲食に起因する衛生上の危害の防止を目的
- ② 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）【農林水産省】  
一般消費者の適切な商品選択を目的
- ③ 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）【消費者庁】  
公正な競争を確保し、一般消費者の利益の保護を目的
- ④ 計量法【経済産業省】  
適正な計量の確保を目的
- ⑤ 健康増進法【厚生労働省】  
国民の栄養の改善、健康の保持増進を目的
- ⑥ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）【厚生労働省】  
医薬品以外の物に対して、医薬品的な表現を規制
- ⑦ その他、不正競争防止法【経済産業省】、特定商取引に関する法律【経済産業省】など

**(知識の普及)**

**第10条** 府は、食の安心・安全の確保に関する知識を普及するため、府民に対し、食品等の安全性、食品等の供給に係る行程等に関する学習機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

**(趣旨)**

府民が第4条に規定する役割を果たせるよう、府は、食の安心・安全の確保に関する知識を学ぶ機会の提供など、必要な取組を行うことを明らかにしています。

**(解説)**

かつて、食品の輸送技術や保存技術が十分発達していない時代では、地域で生産されたものがその地域で消費され、消費者にとって生産現場は身近なものであり、理解することが容易でした。

しかし、これらの技術の発達や社会経済のグローバル化、輸入食品の多様化とともに、「生産」と「消費」との距離が大きく広がったことなどにより、食の安心・安全に関する様々な問題が生じるようになりました。

府は、府民が健康的な食生活をおくれるよう、食品や食品表示制度に関する知識、「食」を支えている農林水産業や食品産業について学ぶ機会の提供などに努めることにしています。



### **(相互理解及び連携の促進)**

**第11条** 府は、府民及び食品関連事業者が相互に理解を深め、食の安心・安全の確保に関する連携した取組が促進されるよう、交流機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

### **(趣旨)**

生産から消費に至るまでの一貫した食の安心・安全を確保し、更に高めるためには、消費者である府民と食品関連事業者との相互理解と連携した取組が不可欠です。

しかし、生産と消費との距離が隔たっている現状から、まず府民と食品関連事業者が交流し、互いの立場と取組に対する理解を深めることが必要です。

このため、交流機会の提供、府民と食品関連事業者が知り合う機会づくりなど、府として必要な取組を行うことを明らかにしています。

### **(解説)**

府民と食品関連事業者が互いに理解を深めるために、地域ごとの課題に対して気軽に話し合える意見交換会等の開催や、業界団体が行っているイベントや研修等の取組を府のホームページで紹介することなどにより、府民と食品関連事業者のそれぞれの取組が理解されるよう必要な施策を行うことにしています。

さらに、生産・製造現場等での府民と食品関連事業者との顔が見える形での交流や情報交換する機会づくりについても検討していくことにしています。

**(調査研究の推進)**

**第12条** 府は、食の安心・安全の確保に関する調査研究を推進するとともに、その成果の普及啓発を行うものとする。

**(趣旨)**

府は、食の安心・安全に関する施策を適切に実施するため、調査や試験研究を推進するとともに、府民、食品関連事業者及び府が情報を共有化し、協力して取組を進めるため、調査研究の成果を普及啓発することを明らかにしています。

**(解説)**

保健環境研究所や農林水産技術センター、中小企業技術センターなど、府の試験研究機関では、ダイオキシン類やその他有害物質についての調査研究、農薬や化学肥料の使用量を減らした栽培技術の開発など、食の安心・安全に関する様々な試験研究を行っています。

化学技術の進歩や新たな科学的知見など、時代とともに行政運営（監視・指導等）もその基準の見直しなどが必要となり、食品関連事業者も新たな対応が求められています。

そのため、府が、調査研究や新技術の開発を推進し、その成果の普及啓発を行うことで、府民、食品関連事業者及び府は最新の科学的知見と情報を共有し、食の安心・安全の確保に努めていきます。

### **(情報の収集及び提供)**

**第13条** 府は、食品等の安全性に関する最新の情報その他の科学的知見に基づく食の安心・安全の確保に関する情報の収集、整理、分析等を行い、府民及び食品関連事業者に対し、積極的な情報の提供を行うものとする。

### **(趣旨)**

食の安心・安全の確保の取組を進める上で、情報を共有化することは極めて重要です。また、このことは、健康への悪影響の未然防止にもつながります。このため、府は、府民の健康への悪影響を未然に防止する上で有益な情報の収集、整理、分析等を行い、消費者としての府民や食品関連事業者に対し、ホームページなどにより積極的に情報提供を行うことを明らかにしています。

### **(解説)**

食の安心・安全の確保は、行政、食品関連事業者及び府民が連携・協働して行うことにより実現できるものです。関係者が連携・協働するには、情報の共有化が前提となります。

なお、「食の安心・安全の確保に関する情報」とは、食品そのものの情報、食品添加物や農薬など食品生産・製造過程で使用されるものに関する情報、更には、食品表示に関する情報など幅広いものを考えています。

たとえば、国（審議会などで調査審議されたものを含む。）、他府県、市町村、業界団体からの情報、監視指導結果や各種の調査結果などの府の情報に加え、食品回収情報など食品関連事業者からの情報も含まれます。

### **(人材の育成)**

**第14条** 府は、食の安心・安全の確保に関する専門的かつ実践的な知識を有する人材を育成するため、講習会等の開催その他の必要な施策を実施するものとする。

#### **(趣旨)**

食の安心・安全の確保のためには、高い専門性と併せて、実践的な知識と能力を有する人材が、行政だけでなく、府民や食品関連事業者においても求められています。そのため、府は、京都府職員、食品関連事業者における人材の育成に努めることを明らかにしています。

#### **(解説)**

「食」に関する関係法令については、農林水産物から一般加工食品、料理・飲食まで多岐の分野にわたっており、安全性の確保のため、それぞれ細かく規定されています。こうした法令を理解し、実践するためには専門的な知識と実践できる能力を有する人材が要求されています。また、「食」は、人の命と健康を支えるものであることから、高い倫理観を有する人材も要求されています。

食の安心・安全は、こうした人材によって確保されるものであることから、府が人材の育成を実施する旨を規定しています。

#### **【行政における人材育成の例】**

食品の安全性等に関する専門的知識を有し、非常時に実践的に行動できる人材の育成が考えられます。

[具体例]

- 府民からの情報に対し、迅速・的確に対応できる職員
- 情報の共有化を推進できる職員
- ポジティブリスト制の導入に伴うきめの細かい検査・指導が行える職員
- 非常時に関係する組織の横断的調整ができる職員

そのほか、次の項目に該当する職員の研鑽が考えられます。

- ・ 食品関連事業者に対する立入検査の実施等、現場における実務能力の向上
- ・ 食品衛生監視員、と畜検査員等の更なる知識の習得
- ・ 食品衛生分野における最新の技術、理論等の習得を基盤とした能力開発等
- ・ 食品検査担当者の資質の向上（最新の検査方法の習得等）

#### **【食品関連事業者における人材育成と取組の例】**

専門的知識を有する従業員等の育成

なお、専門的知識に加え、関係する分野について知識を有する人材の育成も今後の課題と考えられます。（例えば、農薬の知識だけではなく、環境への配慮などの知識や企業の社会的責任に関する知識を有する者の育成等）

[具体例]

- 「食品衛生指導員」の資質の向上
- 食品衛生管理について高い意識を持った従業員の育成  
（自主衛生管理体制の構築、衛生管理講習会、食中毒予防講習会等の開催）

- 農薬販売者や農薬取扱業者等の資質の向上  
(肥料・農薬適正使用講習会、病虫害防除技術講習会、農薬取扱講習会等の開催、  
農薬管理指導士認定事業の実施)
- 農林漁業者等の資質の向上  
(農薬使用講習会等の開催)

### **(危機管理体制の整備)**

**第15条** 府は、食の安心・安全の確保に重大な影響を及ぼす事態を未然に防止し、又は当該事態が生じた場合に迅速かつ適切に対処するため、関係機関との連携の強化等必要な体制の整備を図るものとする。

### **(趣旨)**

府の重要な責務として、食品により健康に重大な危害を及ぼす事態を可能な限り未然に防ぐとともに、不幸にして発生した場合、府民の生命・健康の保護を第一に考え、迅速かつ適切に対処する必要があります。

このため、食の安心・安全をおびやかすこうした事態に備え、危機発生時における情報連絡体制や対応マニュアルの整備、マニュアルに基づく訓練等が必要であることから、この規定を設けています。

### **(解説)**

危機発生時において、正確で迅速な情報収集と情報の共有化が求められるとともに、被害の拡大防止のため、迅速・的確な対応が必要となります。このため、平常時から部局間の連携はもとより、関係機関等との連携・協力体制の整備に努めるとともに、危機発生時における対応マニュアルを整備した上で、併せて研修や訓練を行い、そしてこれによりマニュアルを点検し、いざという時に備えることにしています。

なお、ここでの「体制の整備」は、マニュアルの整備、訓練などを指しています。

**(財政上の措置)**

**第16条** 府は、食の安心・安全の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

**(趣旨)**

府は、施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じることを明らかにしています。

**(解説)**

「財政上の措置」とは、施策を推進するために、必要な予算案の作成及び府議会への提案、府議会による予算の議決、執行部による予算の執行等の一連の行為を指します。この一連の行為において、施策を推進するために府が財政上配慮する旨を規定しています。

なお、府が「財政上の措置を講じるものとする」とは、特定の者に財政的請求権その他の請求権を付与するものではありません。

### （農林水産物に係る措置）

**第17条** 食品関連事業者（農林水産物を生産し、又は採取する者に限る。）は、生産し、又は採取した農林水産物が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該農林水産物を出荷し、又は販売してはならない。

- (1) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第11条の規定により使用が禁止された農薬又は医薬品医療機器等法第83条の3の規定により使用が禁止された医薬品若しくは再生医療等製品（以下「禁止農薬等」という。）が使用された農林水産物（当該食品関連事業者以外の者が使用した禁止農薬等が付着、混入等をしたものを含む。）である場合
- (2) 農薬取締法第12条第1項又は医薬品医療機器等法第83条の4第1項に規定する基準（以下「農薬等使用基準」という。）に違反して農薬又は動物用医薬品若しくは動物用再生医療等製品が使用された農林水産物（当該食品関連事業者以外の者が使用した農薬又は動物用医薬品若しくは動物用再生医療等製品が付着、混入等をしたことにより、農薬等使用基準を満たさなくなったものを含む。）である場合

### （趣旨）

府内において、農林水産物を生産（採取）する者は、無登録農薬等が使用された農林水産物や、使用基準等に違反して生産された農林水産物、周辺からの飛散等により農薬の残留基準値を超過した農林水産物などについて、出荷、販売してはならないことを明らかにしています。

### （解説）

農薬や動物用医薬品等の使用については、農薬取締法及び医薬品医療機器等法に基づき、人の健康保護の観点等から使用基準が定められ、農林水産物ごとに使用できる農薬・動物用医薬品等の種類やその時期・回数が規定されており、この使用基準に違反すれば、罰則が科せられます。

また、食品衛生法で規定する「腐敗・有害な食品」であったり、同法に基づく基準・規格を超える農薬等が検出されれば、その農林水産物の販売やその農林水産物を原材料とする加工行為等が禁止されます。

食品衛生法により流通や加工行為等が規制されていますが、出荷以前の農林水産物について、その取扱いに不明確な部分があることから、本条で明確にするものです。

無登録農薬等の使用をはじめ、使用基準違反など、「あってはならないこと」が発生した場合、当該農林水産物の出荷・販売を禁止することにより、京都府産農林水産物の信頼性をアピールするものです。

### 【第1号】

農薬の容器や包装に表示がある農薬※1（販売禁止農薬※2を除く。）及び特定農薬※3以外を農産物に使用した場合、その農林水産物を出荷・販売することができません。動物用医薬品等についても容器や包装に記載事項※5が表示されている医薬品等以外を農産物に使用した場合、同様に出荷・販売することができません。



## 【第2号】

適用農作物※4、使用回数等農薬使用基準を遵守して農薬を使用しなければなりません。使用基準に違反して栽培された農林水産作物は、出荷・販売することができません。動物用医薬品等についても同様に使用基準を遵守しなければなりません。

### ※1【表示がある農薬とは】

農薬の容器や包装に「農林水産省登録第〇〇〇号」という表示がある農薬です。この農薬は、薬効、薬害はもちろん、人畜への毒性や環境への残留性など厳しいチェックを受けて農林水産大臣が銘柄ごとに登録をしています。

### ※2【販売禁止農薬とは】

安全性の問題から農林水産省令によって販売・使用が禁止されている農薬です。平成26年11月25日現在27剤が指定されています。

リンデン、DDT、エントリン、ディルトリン、アルドリノ、クロルピリフ、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、マイルックス、トキサフェン、TEPP、メチルパラチオン、パラチオン、水銀剤、2,4,5-T、硫酸鉛、シキサチン、ダイホルタン(カプトホル)、PCP、CNP(クロロピロフェン)、PCNB(キントゼン)、ケルセン(ジゴホル)、ペンタクロロベンゼン、 $\alpha$ -1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサン、 $\beta$ -1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサン、クロルピリフ、ベンゾエピソ(エントスルファン)

### ※3【特定農薬とは】

原材料に照らし、安全性が明らかなものとして、国が指定する資材です。平成26年11月25日現在5資材が指定されています。

- ① 使用する場所の周辺（使用場所と同一の都道府県内）で採取された天敵（昆虫、クモ類で人畜に有害でないもの）
- ② エチレン
- ③ 次亜塩素酸水
- ④ 重曹
- ⑤ 食酢

### ※4【適用農作物とは】

農薬を登録するときに次のような使用基準を決めます。

- ① 適用農作物の範囲
- ② 使用量及び希釈倍数
- ③ 使用時期
- ④ 総使用回数

農薬は、銘柄ごとに使用できる対象農作物が決められています。この決められた農作物のことを適用農作物といい、決められた農作物以外に農薬を使用することができません。

農林水産省登録第〇〇〇号

○ × △ 農 薬

作物名	使用基準			
	適用病害虫名	希釈倍率	使用時期	本剤の使用回数
トマト	アブラムシ類	1000倍	前日まで	2回以内
ナス	アブラムシ類	1000倍	前日まで	3回以内
キュウリ	アブラムシ類	1000倍	前日まで	3回以内
ピーマン	アブラムシ類	1000倍	前日まで	2回以内

〇〇〇株式会社

農薬は必ず使用出来る(適用がある)作物に使用する。

《農薬のラベル(例)》

**※5【医薬品等の容器等の記載事項とは】**

医薬品等は、その容器又は包装に次の内容が記載されていなければなりません。

- ① 製造販売業者の氏名又は名称及び住所
- ② 名称
- ③ 製造番号又は製造記号

### (遺伝子組換え食用作物に係る措置)

- 第18条** 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第4条第1項の規定により承認を受けた第一種使用規程に係る遺伝子組換え食用作物（同法第2条第2項に規定する遺伝子組換え生物等のうち、作物その他の植物（以下「作物等」という。）であつて、食用に供されるために栽培されるもの（食用には供されないが、食用に供されるために栽培される作物等との間で交雑又は混入が生じるおそれのあるものを含む。）をいう。以下同じ。）を栽培しようとする者（以下「栽培者」という。）は、あらかじめ、交雑が生じるおそれが高い範囲として知事が定める範囲内において一般食用作物（食用に供されるために栽培される作物等であつて、遺伝子組換え食用作物でないものをいう。以下同じ。）を栽培する者その他規則で定める者に対し、説明会の開催その他の方法により当該遺伝子組換え食用作物の栽培の内容を周知させなければならない。
- 2 栽培者は、遺伝子組換え食用作物の一般食用作物との交雑及び一般食用作物への混入を防止する措置（以下「交雑混入防止措置」という。）を講じなければならない。
  - 3 栽培者は、規則で定めるところにより、交雑混入防止措置の内容のほか、遺伝子組換え食用作物の栽培場所その他の規則で定める事項を知事に報告しなければならない。
  - 4 府は、食品等に対する信頼性を確保するため、遺伝子組換え食用作物の栽培の内容に係る情報の提供、栽培者による交雑混入防止措置に係る技術的支援その他の必要な施策を実施するものとする。

### (趣旨)

遺伝子組換え技術は、食料問題や環境問題を解決するキーテクノロジーとして期待されている一方で、遺伝子組換え食品に対し、不安を感じている人も少なくない状況にあります。

食用の遺伝子組換え作物は、世界で平成17年現在、9,000万ha（日本の耕地面積の19倍、日本の国土の2倍強）で栽培されており、日本国内でも国の承認が得られれば、野外でも栽培することは可能です。

府は、「京の伝統野菜」に代表されるように古くから伝わる種子を大事にして農産物のブランド化を進めてきました。交雑防止措置等の対策を講じないもとでの府内での遺伝子組換え食用作物の栽培は、これまでに築き上げたブランドイメージに大きな影響を与える可能性があります。

そこで、府内で遺伝子組換え食用作物を栽培しようとする場合には、①事前に栽培計画を周辺関係者に周知するとともに知事へ報告すること、加えて②一般食用作物との交雑混入防止措置を講じることの義務を明らかにしています。

### (解説)

遺伝子組換え作物を屋外で栽培する場合は、商業用の場合はもちろん、研究目的の場合も含め、栽培場所が京都府内にあれば本条例が適用されます。

なお、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）に規定する第二種使用規程に基づく栽培の場合（国の承認を得て研究室内で行われる場合）は、本条例の適用外です。

対象となる作物は、①遺伝子組換え食用作物に加え、②一般食用作物と交雑する可能性が否定できない遺伝子組換え作物です。

#### 【第1項】

カルタヘナ法に基づき国の承認を得て遺伝子組換え作物を栽培しようとする者に、地域関係者へ事前に周知することを義務付けるものです。

周知すべき地域関係者とは、本項に規定する①知事が定める範囲内（京都府公報で別途告示します）において一般食用作物を栽培する者のほか、②知事が規則で定める者です。

\* ②については、京都府食の安心・安全推進条例施行規則（平成18年京都府規則第6号）で定めています。

また、周知の方法については「説明会の開催その他の方法」としており、特に指定していませんが、栽培計画者の責任において確実に周知していただく必要があります。

#### 【第2項】

遺伝子組換え作物の栽培者に対して、自らの責任において一般食用作物との交雑・混入を防止する措置を行うことを義務付けるものです。

#### 【第3項】

遺伝子組換え作物の栽培者が、知事に対して報告を行わなければならないことを義務付けるものです。

詳細は、上記の規則で定めています。

報告は、規則に基づき、遺伝子組換え食用作物の栽培を開始する日の90日前までに行う必要があります。報告事項は、規則第2条で具体的に定めており、更に報告書の様式についても規則（第1号様式）で定めています。

報告事項は、栽培内容のほか、一般食用作物との交雑混入防止措置、モニタリング措置及びその結果などです。

なお、報告書の提出先は、京都府食の安心・安全推進課です。

#### 【第4項】

府の役割として、①第3項で報告があった内容の情報提供、②遺伝子組換え作物の交雑混入防止措置に関する技術的な支援を行うこととしています。

①の情報提供の方法としては、府のホームページに掲載することなどです。

②の遺伝子組換え作物の交雑混入防止措置、モニタリング措置に関する技術的な支援として、「遺伝子組換え作物の交雑混入防止措置等に関する指針」（仮称）の作成などを考えています。

なお、この指針では、一般的な条件の下での共通的なものを示すことにしており、異なる個々の条件の下では、府の指針と同等又はそれ以上の措置を栽培者の責任において講じることを必要としています。

### (安全性調査)

- 第19条** 知事は、食品による健康への悪影響を未然に防止するため、当該悪影響が生じる蓋然性及びその重大性の観点から必要があると認めるときは、法令又は他の条例に定める措置を講じる場合を除き、食品等に含まれることにより健康に悪影響を及ぼすおそれがある要因について、必要な調査を行うことができる。
- 2 知事は、食の安心・安全の確保を図るため必要があると認めるときは、前項の規定による調査の経過及び結果を明らかにするものとする。
  - 3 知事は、第1項の規定による調査の実施に当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、健康への悪影響を未然に防止するため緊急を要するときは、この限りでない。
  - 4 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで調査を実施したときは、その内容を審議会に報告しなければならない。

### (趣旨)

近年の科学技術の発達、輸入食品の多様化などによって、関係法令で規制していない新たな要因で、いつ何時、食品による府民の健康被害が生じないとも限りません。

そこで、食品による府民の健康被害が懸念され、緊急に府の対応が必要とされる場合には、関係法令に措置規定がなくても、「京都府食の安心・安全審議会」の意見を聴くなどの手続を踏み、必要な調査を行うことができる旨を明らかにしています。

### (解説)

関係法令に規定がない場合においても、本条に基づき、知事が必要と認めるときには、必要な調査を行うことができることにしています。

健康への悪影響が生じる「蓋然性及びその重大性」とは、健康への悪影響が起こり得る「確率」と「その程度」を指します。

科学技術の進展により様々な科学的知見が明らかになってくるにしたがい、食品の安全性は「シロ」か「クロ」かで論じることが不可能となってきています。そうしたことから、食品によるリスクは、ハザード（危害の原因物質）が存在することにより生じる健康への悪影響が起こる確率と、悪影響の程度の間数であるといえます。

本条では、この考え方に基づき、健康への悪影響の蓋然性（確率）と重大性（程度）を審議会（審議会の中に設置する専門部会を含む。）で審議し、未然防止のために調査が必要と判断されれば、食品関連事業者に対し協力の義務を課しながら（20条）、必要な調査を実施できるものにしようとするものです。

調査の対象については、健康への悪影響を未然に防止する観点から、食品の安全性に影響を及ぼす可能性のある事象を広く対象としています。食品等（栽培中の農産物や飼育中の家畜も含む。）にとどまらず、耕作地の土壌や地下水など、様々なものに含まれる原因物質なども対象となります。

なお、食品関連事業者が調査を拒否したり証拠隠滅を図ったりした場合など、必要に応じて調査の経過や結果について公表する場合があります。

### **(報告の徴収及び立入検査)**

**第20条** 知事は、この条例の施行に必要な限度において、食品関連事業者又は食品関連事業者により構成する団体その他の関係者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、事業所その他の事業活動に関係のある場所に立ち入り、食品等、生産資材、施設、設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するために必要な限度において、食品等、生産資材その他の物件の提出を求めることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### **(罰則)**

**第28条** 第20条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金に処する。

### **(両罰規定)**

**第29条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

### **(趣旨)**

「農林水産物に係る措置」(17条)及び「遺伝子組換え食用作物に係る措置」(18条)に関して、農林水産業者や栽培者の違反状態等を確認したり、「安全性調査」(19条)を行う上で必要な場合には、府は、食品関連事業者等に対して報告の徴収や立入検査ができる旨を明らかにしています。

### **(解説)**

条例に係る違反状態等を確認するため、食品関連事業者及び事業者団体(農林水産物の生産者団体を含む。)などに報告の徴収を求めたり、立入検査を行ったりすることが必要となります。

なお、立入検査は、犯罪捜査のために行われるものではなく、職員は身分証明書を携帯するなど、厳正に行われることを規定しています。

そして、報告の徴収や立入検査を行った上で、食品の安全性に対する府民の不安を払しょくするため、その後の府の対応(府民への情報提供、食品関連事業者に対する措置勧告等の行政指導など)につなげていきます。

また、法人等を含め、立入検査を拒否した場合などには、罰則が科されます。

### (措置勧告)

- 第21条** 知事は、第19条第1項の規定による調査の結果、食品による健康への悪影響を未然に防止するため必要があると認めるときは、法令又は他の条例に定める措置を講じる場合を除き、食品関連事業者又は食品関連事業者により構成される団体その他の関係者に対し、健康への悪影響の防止に必要な措置を講じるべきことを勧告するとともに、その旨を公表することができる。
- 2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に係る食品関連事業者又は食品関連事業者により構成される団体その他の関係者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、釈明及び証拠の提出の機会を与えるものとする。ただし、公益上緊急を要するときは、この限りでない。
- 3 第19条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による勧告について準用する。
- 4 第1項及び第2項の規定は、第17条又は第18条第1項から第3項までの規定に違反している者について準用する。
- 5 知事は、第1項（前項において準用する場合を含む。）の規定により勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置を講じなかった場合において、食品による健康への重大な悪影響の発生が切迫していると認めるときは、その者に対し、当該勧告に係る措置を講じるべきことを命じることができる。

### (罰則)

- 第27条** 第21条第5項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

### (両罰規定)

- 第29条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

### (趣旨)

食品による健康への悪影響を未然に防止するため、迅速に対応する必要がある場合に、府が行う措置を明らかにしています。

### (解説)

食品衛生法などの関係法令の適用ができず、安全性調査（19条）の結果、迅速に食品の出荷を停止するなど健康への悪影響を未然に防止するための措置を講じる必要があるときは、府は、食品関連事業者等に対して勧告（行政指導）をすることができる旨を規定しています。

府民の健康への悪影響を未然に防止するためとはいえ、勧告をすれば食品関連事業者等に対して出荷の停止など一定の行為に制約を加えることとなります。このため、勧告に当たっては、原則として対象者に釈明及び証拠の提出の機会をけるとともに、当該勧告をチェックするため「京都府食の安心・安全審議会」の意見を聴くことを規定しています。

「農林水産物に係る措置」（17条）及び「遺伝子組換え食用作物に係る措置」（18条1項から3項まで）の規定に違反している者にも、必要なときには勧告することができることにしています。

なお、食品関連事業者等が、正当な理由がないのに勧告に従わず、健康への重大な悪

影響の発生が切迫しているときには、勧告の内容を命令し、その命令に違反すれば罰則を科すことを規定しており、食の安心・安全をおびやかす緊急事態に府として厳格に対応することを明らかにしています。



### (施策に対する意見の反映)

**第22条** 府は、食の安心・安全の確保に関する施策に府民及び食品関連事業者の意見を反映させるため、府民、食品関連事業者及び府が意見の交換をする機会の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

### (趣旨)

食の安心・安全に関し、府民参画の推進の観点から、府民や食品関連事業者との意見交換や情報交換を行い、府民や食品関連事業者が意見や要望を述べる機会の確保に府が努めることを明らかにしています。

### (解説)

この条例では、食の安心・安全の確保を、生産者から消費者まで府民全体で支える仕組みをつくることを目的としており、情報の共有化を基礎とした府民参画の推進が必要不可欠です。

府民参画の一環として、消費者としての府民及び食品関連事業者(農林漁業者を含む。)の意見を府の施策に反映させることにしており、このための府民意見交換会などの取組を積極的に行うことを本条で定めています。

なお、本条以外に第5条でも、府民等の意見を施策に反映させる規定を設けています。

#### 第5条

- 3 知事は、食の安心・安全行動計画を定めるに当たっては、府民及び食品関連事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、第25条第1項に規定する京都府食の安心・安全審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 知事は、毎年、食の安心・安全行動計画に基づく食の安心・安全の確保に関する施策の実施状況を取りまとめるとともに、当該実施状況について審議会の評価を得た上で、当該実施状況及び評価の内容を公表するものとする。

これらの取組を、食の安心・安全に関するリスクコミュニケーションの一環として積極的に推進することとしています。

#### ※ 「食の安心・安全に関するリスクコミュニケーション」とは

食の安心・安全に関する課題(リスク)について、関係者に対して可能な限り情報を開示し、ともに考えることにより、解決の道筋を探ること。

### (施策の提案)

**第23条** 府民及び食品関連事業者は、食の安心・安全の確保に関する施策の策定、改善又は廃止について、知事に提案することができる。

2 知事は、前項の規定による提案が行われたときは、必要な検討を行い、当該提案をした者にその結果を通知するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定による提案に関し必要な事項は、規則で定める。

### (趣旨)

食の安心・安全の確保に関する府の施策について、策定・改善・廃止の提案を府民が行うことができることを明らかにしています。

### (解説)

食の安心・安全の確保に関する府の施策については、第25条に規定する「京都府食の安心・安全審議会」が、施策の評価や提案等を行うことにしています。

併せて、本条により府民一人ひとりが食の安心・安全のための施策に積極的に関与できることを規定しています。

提案の対象となる施策としては、京都府の事務（自治事務、法定受託事務の別を問わない。）として行うべき又は行っている各種の行政施策です。ただし、国の機関が直接行っている施策、他の都道府県が行っている施策、府内の市町村（京都市を含む。）が補助金など府の関与を受けることなく独自に行っている施策は対象にはなりません。

提案の処理手続として、提案者に検討結果を通知することになっています。

なお、提出する書類の様式など細部については、京都府食の安心・安全推進条例施行規則に定めています。

### (危害情報の申出)

**第24条** 府民は、食品等の安全性若しくは食品等の表示に対する信頼が損なわれる事態が発生し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該事態に適切に対処するよう知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があった場合において、当該申出の内容に相当の理由があると認めるときは、速やかに、関係法令に基づく必要な措置を講じるものとする。

### (趣旨)

農薬や食品添加物等の不適正な使用を知ったり、原産地の偽装表示などがあり、府民が、そのような事態に適切に対処してほしいと考えるときには、知事にその旨を申し出ることができることを明らかにしています。

府が申出を受けたときは、必要な調査を行い、その内容に相当の理由があると判断するときは、食品衛生法、農薬取締法等の関係法令に基づき必要な措置を講じることを明らかにしています。

### (解説)

この規定は、食品の安全性に対する信頼が損なわれたり、偽装表示等の情報を府民が得た場合などに、府にその情報を提供し、食品事故等の未然防止や拡大防止を図ろうとするもので、府内で流通しているすべての食品が対象です。

申出ができるのは、食品等の安全性や信頼性が損なわれる事態の場合であって、購入した野菜の残留農薬やダイオキシンの量が知りたいので検査を行って欲しい等との申出は該当しないことにしています。

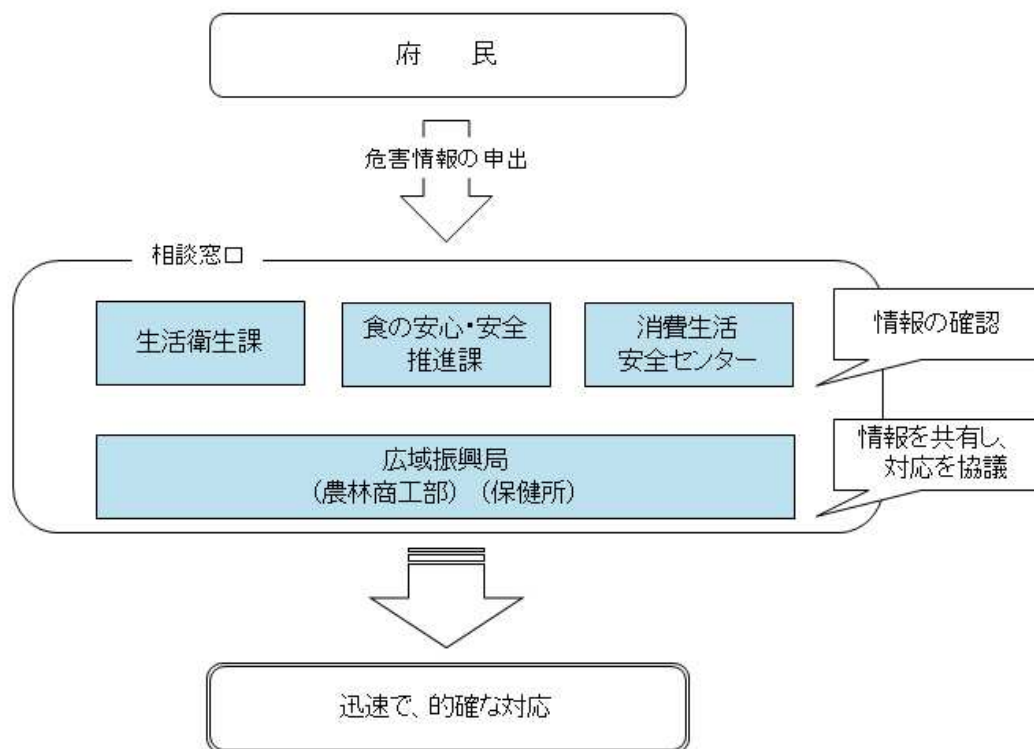
申出に対して、相当の理由がある認められるときは、関係各課が連携を図りながら、必要な措置を講じることを規定しています。措置を講じるに当たっては、相当の理由があるかどうかを判断することになりますが、その判断については、申出に係る根拠、理由、更には当該食品に係る購入レシート・伝票、写真などによることとなります。

こうした具体的な事項については別途要領等で定め、ホームページ等で公表することになっています。

(参 考)

▶ 関係各課の連携

- ・ 関係部局等が連携協力しての対応
- ・ 緊急事案か、そうでない事案かの判断
- ・ 事案の早期の解決、被害の拡大防止を図る。(危害情報に対応する連携体制を整備)



### (京都府食の安心・安全審議会)

**第25条** この条例の規定による知事の諮問のほか、食の安心・安全の確保に関する施策の策定及び実施に関する重要事項の調査審議並びに食の安心・安全行動計画の実施状況についての評価を行わせるため、京都府食の安心・安全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項の規定による調査審議及び評価のほか、食の安心・安全の確保に関する事項について、知事に建議することができる。
- 3 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 4 審議会において専門の事項を調査審議するために必要があるときは、前項の規定にかかわらず、専門委員を置くことができる。
- 5 委員及び専門委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから、知事が任命する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### (趣旨)

食の安心・安全の確保に関する施策について、学識経験者のほか消費者、食品関連事業者などの意見を反映させるとともに、府の取組の透明性を高めるため、知事の附属機関である「京都府食の安心・安全審議会」を設置することを明らかにしています。

また、審議会の役割として、食の安心・安全行動計画が適切に実行されるよう、施策の実施状況について毎年評価することも規定しています。

### (解説)

審議会の役割は、①「京都府食の安心・安全行動計画」に対して意見を述べること（5条3項）、②「食の安心・安全行動計画」の実施状況を評価すること、③施策の策定、実施に関する重要事項を調査審議することなどです。

審議会の委員の人数、専門部会の設置、任命方法、任期について本条で規定していません。

審議会の組織及び運営に関する細部の事項（審議会の会長、会議手続等）については、京都府食の安心・安全推進条例施行規則に定めています。

なお、審議会の運営については、議事の透明性を図るため、専門部会を含め、原則として公開します。

**(規則への委任)**

**第26条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**(趣旨)**

条例を施行する上での細部については、京都府食の安心・安全推進条例施行規則で定めることを明らかにしています。

**(解説)**

規則の内容と関係する条例の規定は、以下のとおりです。

規則	規 定 内 容	条例の規定
1条	遺伝子組換え食用作物の栽培の内容を周知させる対象者	18条1項
2条	遺伝子組換え食用作物の栽培についての知事への報告事項 報告書の様式（別記第1号様式）	18条3項
3条	立入検査の身分証明書の様式（別記第2号様式）	20条2項
4条	措置勧告を行う際の公表の方法	21条1項
5条	施策提案書の様式（別記第3号様式）	23条1項
	----- 施策検討結果通知書の様式（別記第4号様式）	23条2項
6条	審議会の会長の職務等	25条
7条	審議会の会議手続	25条
8条	審議会の部会	25条
9条	審議会の庶務	25条
10条	会長への委任事項	25条